

26・労働協約要求申入れ！

労働協約等に関する改善要求について、各地方から集約された項目について精査し、国労東海申第1号として8月7日、改訂・改善要求65項目を会社に申し入れました。

8月18日から協約改訂交渉が開始されます。職場三大要求獲得と併せて職場での取り組みの強化をお願いします。

☆国労東海本部 26労働協約改定要求申入れ内容 抜粋

〔総則及び人事に関する事項〕

- ☆転勤・配転・出向等は、本人の希望を尊重し、生活事情に配慮した運用を行うこと。
(基本協約第9条「任用の基準」)
- ☆社員個人の思想や人権を最大限尊重すること。

〔組合活動・経営協議会等・団体交渉・苦情処理等に関する事項〕

- ☆労働組合の加入は新入社員研修終了後、職場配属先で加入する取り決めを行なうこと。

〔勤務に関する事項〕

- ☆「更衣時間」を、始業前5分・終業後5分設け、勤務したものとみなすこと。また、体操は勤務時間内とすること。ただし、1日基準労働時間及び労働密度の変更は行わないこと。
- ☆年間休日は125日にすること。(基本協約第43条「公休日」、46条「特別休日」)
- ☆年末年始休暇を新設すること。(基本協約第60条「有給休暇」)
- ☆休日労働を解消すること。(基本協約第49条「時間外及び休日等労働」)
- ☆多目的休暇を新設すること。(基本協約第60条「有給休暇」)
- 休暇の目的と付与条件は以下とすること。
 - ・不妊治療：年間5日間
 - ・育児看護休暇：子が1人の場合は一勤務を単位として年間6日、2人以上の場合は一勤務を単位として年間12日
 - ・介護休暇：要介護者が1人の場合は一勤務を単位として年間6日、2人以上の場合は一勤務を単位として年間12日

〔安全及び衛生・業務災害補償に関する事項〕

- ☆各種ハラスメントに対する対応を明らかにするとともに、ハラスメントの根絶に向けて取り組むこと。また、広く相談できる窓口を設置すること。

詳細については国労東海本部HP、交渉情報を参照願います。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長